

一般財団法人武蔵野市開発公社 A 3 階段下貸出事業実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビル A 3 階段下の一部（以下、「A 3 階段下」という。）を貸し出す事業（以下、「A 3 階段下貸出事業」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 8 番 16 号内の A 3 階段下の一部において A 3 階段下貸出事業を行うこととする。

(使用内容)

第 3 条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業として、公社理事長（以下「理事長」という）が認める内容について、A 3 階段下を使用することができる。

(休止期間)

第 4 条 A 3 階段下貸出事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中とする。

(使用申請)

第 5 条 A 3 階段下の使用を希望する者は、A 3 階段下使用申請書（第 1 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用の決定及び通知)

第 6 条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、A 3 階段下の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

(使用料)

第 7 条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用許可)

第 8 条 理事長は、前条の手続を完了した者に対し、A 3 階段下使用許可証（第 2 号様式）を交付するものとする。

3 理事長は、前項の規定による A 3 階段下使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第9条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して31日以上前 使用料の100分の100
 - (2) その使用する日から起算して15日以上前 使用料の100分の50
 - (3) その使用する日から起算して14日以降 返還なし
- 2 前項の起算日が公社休業日の場合、翌営業日とする。

付則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

付則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使用期間	10～21時
平日	5,500円
土日祝日	11,000円

消費税等含む